

ミヤマ電子人権方針

私たちの人権方針は、ミヤマ電子全ての役員・社員に適用します。この「ミヤマ電子人権方針」はミヤマ電子の人権尊重の責任を表明するものです。

私たちの事業活動において人権に対するコミットメントを実現できるようにするために、ビジネスパートナーやその他の関係者に対しても、本方針を遵守していただくことを期待します。

1.国際的規範の尊重

私たちは、国際的に認められている「世界人権宣言」「国連グローバル・コンパクト10原則」「国際人権章典」及び国際機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された全権を尊重します。また、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」にのっとり事業活動を行います。

2.教育・啓発活動

私たちは、本方針への理解を促進し、本方針を効果的に実行するため教育・啓発活動に注力します。本方針が事業活動に組込まれるよう、役員と従業員に対し、適切な教育を継続的に実施します。

3.是正・救済

ミヤマ電子が直接的、または間接的に関与して、人権に対する悪影響を引き起こしたこと、または悪影響を助長したことを発見した場合、適正な手段によって是正・救済に取り組みます。

4.重点取組

(1) 非人道的な扱いの禁止

私たちは、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントその他、精神的か肉体的かを問わずあらゆる形態のハラスメントを人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

(2) 強制労働の禁止

私たちは、自由意思によらない強制的な労働は行いません。また、人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しません。

(3) 結社の自由及び団体交渉権の尊重

従業員の団結権を保障し、団体交渉に関する権利を尊重します。

(4) 児童労働の禁止

私たちは、すべての企業活動および取引関係において、法定の最低就業年齢に満たない者を雇用しません。また児童の発達を損なうような就労をさせません。

(5) 差別の禁止

私たちは、人種、性別、国籍、民族、言語、宗教、信条、社会的出自、財産、性的指向、性自認健康状態、障がいの有無などの、業務と関係ない属性、状態を理由に特定の個人を従属的または不利な立場に置くようなことはしません。

(6) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

私たちは、安全で衛生的かつ健康的に働き続ける労働環境を維持することに努めます。

(7) 適切な労働時間の管理

法令に従い、就労時間・休日・休暇を適切に管理します。

(8) 適切な賃金の確保

法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払いに配慮します。また、不当な賃金の減額を行いません。

2022年7月1日制定
株式会社 ミヤマ電子
代表取締役社長
坂本好弘